

大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項 新旧対照表

新	旧
<p>大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条1（略）</p> <p>2 前項に規定する認定の申請は、受給資格者が、大阪府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）に、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。以下第4条第2項及び第5条第3項において同じ。）の課税証明書等（令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下第4条第2項及び第5条第3項において同じ。）又は個人番号カードの写し等（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下第4条第2項及び第5条第2項並びに同条第3項において同じ）を添付して、当該受給資格者が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、教育長に提出することによって行うものとする。</p> <p>3、4（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条1（略）</p> <p>2 前項の規定による申出をした受給資格認定者は、前項に規定する停止事由に該当しなくなったときは、大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式第3号）に、収入状況届出書等（大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況</p>	<p>大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条1（略）</p> <p>2 前項に規定する認定の申請は、受給資格者が、大阪府私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）に、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。以下第4条第2項及び第5条第3項において同じ。）の課税証明書等（政令第1条第2項に規定する道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下第4条第2項及び第5条第3項において同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する私立高等学校等の設置者を通じて、教育長に提出することによって行うものとする。</p> <p>3、4（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条1（略）</p> <p>2 前項の規定による申出をした受給資格認定者は、前項に規定する停止事由に該当しなくなったときは、大阪府私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式第3号）に、収入状況届出書等（大阪府私立高等学校等学び直し支援金収入状況</p>

届出書（様式第 1 号）に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を添付したものをいう。次条第 2 項及び第 3 項において同じ。）を添付して、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出している場合には、当該申出書のみを提出すれば足りる。

3（略）

第 5 条 1（略）

2 前項に規定する届出は、受給資格認定者が、毎年度、教育長の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて、教育長に提出することによって行わなければならない。ただし、既に個人番号カードの写し等を提出している場合には、前項に規定する届出は要しないこととし、前条第 1 項の規定により学び直し支援金の支給が停止されている場合には、前条第 2 項の規定により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、受給資格認定者は、当該受給資格認定者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等又は個人番号カードの写し等を提出している場合には、これを添付することを要しない。

4（略）

第 6、7 条（略）

附 則

この要項は、平成 28 年 11 月 1 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。  
この要項は、平成 29 年 11 月 1 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。  
この要項は、平成 30 年 10 月 9 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。  
但し、平成 30 年 6 月以前の新生が、平成 30 年度 4 月から 6 月の学び直し支援金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。

届出書（様式第 1 号）に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。次条第 2 項及び第 3 項において同じ。）を添付して、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書を提出している場合には、当該申出書のみを提出すれば足りる。

3（略）

第 5 条 1（略）

2 前項に規定する届出は、受給資格認定者が、毎年度、教育長の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて、教育長に提出することによって行わなければならない。ただし、前条第 1 項の規定により学び直し支援金の支給が停止されている場合には、前条第 2 項の規定により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、受給資格認定者は、当該受給資格認定者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象私立高等学校等の設置者を通じて、速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者の課税証明書等を提出している場合には、これを添付することを要しない。

4（略）

第 6、7 条（略）

附 則

この要項は、平成 28 年 11 月 1 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。  
この要項は、平成 29 年 11 月 1 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。  
この要項は、平成 30 年 10 月 9 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。  
但し、平成 30 年 6 月以前の新生が、平成 30 年度 4 月から 6 月の学び直し支援金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。

この要項は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

この要項は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

但し、令和2年6月以前の新生者が、令和2年度4月から6月の学び直し支援金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。

この要綱は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

(新設)